

学校だより 志

令和4年度 No7

令和4年5月30日

郡山市立小山田小学校

文責 校長 佐久間 誠

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS

3 すべての人に健康と福祉を



熱中症対策を兼ねた夏季のマスク着用について

間もなく6月になります。これからの時期は、暑さに対する熱中症対策も行っていくます。

厚生労働省からは、夏季を迎えるにあたり「学校生活における児童生徒等のマスクの着用について」が公表されました。「マスクの着用は引き続き基本的な感染対策であること」を確認し、今後も「マスク着用」「三密回避」「手指消毒」「換気の徹底」等について継続していくこととともに、「身体的距離が確保できないが、会話をほとんど行わない場合のマスク着用の考え方」が示されました。

マスク着用の考え方及び就学前児の取扱いについて

- アドバイザリーボードで示された専門家の考え方（5/19）も踏まえ、以下のように対応する。
 - 基本的な感染対策としてのマスク着用の位置づけは変更しない
 - 身体的距離が確保できないが、会話をほとんど行わない場合のマスク着用の考え方を明確化
 - 就学前の児童（2歳以上）のマスク着用について、オミクロン株対策以前の取扱いに戻す
- 引き続き、マスク着用を含めた基本的な感染対策（手指衛生や換気など）を徹底していただくとともに、こうしたマスク着用に関する考え方は、リーフレット等を作成し、丁寧に周知・広報を行う。

1. マスク着用の考え方

	身体的距離(※)が確保できる ※2m以上を目安		身体的距離が確保できない	
	屋 内 (注)	屋 外	屋 内 (注)	屋 外
会話をを行う	着用を推奨する (十分な換気など感染防止対策を講じている場合は外すことも可)	着用の必要はない	着用を推奨する	着用を推奨する
会話をほとんど行わない	着用の必要はない	着用の必要はない	着用を推奨する 事例③	着用の必要はない 事例②

(注) 外気の流入が妨げられる、建物の中、地下街、公共交通機関の中など

※夏場については、熱中症防止の観点から、屋外の「着用の必要はない」場面で、マスクを外すことを推奨。

※お年寄りやと会う時や病院に行く時などハイリスク者と接する場合にはマスクを着用する。

事例①

- ・ランニングなど離れて行う運動
- ・鬼ごっこなど密にならない外遊び

事例②

- ・徒歩での通勤など、屋外で人とすれ違うような場合

事例③

- ・通勤電車の中

学校生活では、感染症対策の継続の徹底を図りながら、「学校生活における児童生徒等のマスクの着用について」に基づいて対応してまいります。

- 屋内外での体育科の授業や外遊びでは、身体的距離等を確保するため、マスク着用の必要はありません。
- 屋外活動では、担任等が状況を判断し、マスクを着用するかどうかの指示を出します。
- 6月から9月の期間、暑さによる熱中症予防対策のため、登下校時のマスク着用の必要はありません。なお、学校では会話をせずに登下校するように指導しますので、ご家庭でも登下校時は話をしないようにお話しください。
- これらはマスク着用を禁止するものではありません。また、県感染症対策本部員会議の中で県アドバイザーからは、判断に迷った場合はマスクを着用することが推奨されています。上記の場面でも、マスク着用を希望する児童には、熱中症に十分配慮した上で対応いたします。また、マスク着用による批判やいじめが起きないように十分に配慮してまいりますので、ご家庭でもご理解とご協力をお願いいたします。